

案

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(駐車施設の需要が低い建築物の承認手続)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第3項</u>の市長の承認を受けようとする者は、所定の様式による附置義務緩和承認申請書3通、別表第1に掲げる図書各3通その他計画調整局長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(条例第13条第4項の市規則で定める建築物の規模等)</u></p> <p>第3条 <u>条例第13条第4項</u>の市規則で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。</p> <p>(1) <u>駐車場整備地区又は条例第2条に規定する商業地域</u>（以下「商業地域」という。）若しくは同条に規定する近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）内における建築物 <u>延べ面積</u>（観覧場の屋外観</p>	<p>(駐車施設の需要が低い建築物の承認手続)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第4項</u>の市長の承認を受けようとする者は、所定の様式による附置義務緩和承認申請書3通、別表第1に掲げる図書各3通その他計画調整局長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(荷さばきのための駐車施設を附置する場合の駐車台数)</p> <p>第3条 <u>条例第3条第5項</u>の市規則で定める台数は、10台とする。</p>

覧席を含み、駐車施設等（条例第3条第1項に規定する駐車施設（以下「駐車施設」という。）又は条例第5条第3項に規定する自動二輪車駐車施設（以下「自動二輪車駐車施設」という。）をいう。以下同じ。）の用途に供する部分の床面積を除く。以下同じ。）が12,000平方メートルであること

(2) 条例第2条に規定する周辺地区（以下「周辺地区」という。）内における建築物延べ面積が15,000平方メートルであること

2. 条例第13条第4項の市規則で定める台数は、条例第6条又は第7条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数から、次の各号に掲げる当該荷さばきのための駐車施設の附置に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める数値（当該数値が1を下回る場合にあっては、1）を減じて得た台数とする。

(1) 前項第1号に掲げる建築物 次に掲げる数値を合計した数値（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数値）

ア 百貨店その他の店舗の用途に供する部分の延べ面積に特定割合（12,000を当該建築物の延べ面積で除して得た数値をいう。以下この号において同じ。）を乗じて得た数値を4,000で除して得た数値

イ 事務所の用途に供する部分の延べ面積に特定割合を乗じて得た数値を

8,000で除して得た数値

ウ 条例第3条第4項に規定する特定用途（以下「特定用途」という。）に供する部分（ア及びイに掲げる部分を除く。）の延べ面積に特定割合を乗じて得た数値を5,000で除して得た数値

エ 共同住宅の用途に供する部分の戸数に特定割合を乗じて得た数値を300で除して得た数値（共同住宅の用途に供する部分の戸数が70戸未満である場合にあっては、0）

(2) 前項第2号に掲げる建築物 次に掲げる数値を合計した数値（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数値）

ア 特定用途に供する部分の延べ面積に特定割合（15,000を当該建築物の延べ面積で除して得た数値をいう。イにおいて同じ。）を乗じて得た数値を6,000で除して得た数値

イ 共同住宅の用途に供する部分の戸数に特定割合を乗じて得た数値を300で除して得た数値（共同住宅の用途に供する部分の戸数が70戸未満である場合にあっては、0）

3 前項の規定にかかわらず、条例第3条又は第4条の規定により駐車施設を附置すべき者が、荷さばきのための駐車施設を附置する場合（条例第6条又は第7条の規定により荷さばきのための駐車施設を附置すべきものとされている場合を除く。）における条例第13条第4項の市規則で定める台数

は、0とする。

- 4 事務所の用途に供する部分の延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物については、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の延べ面積に10分の7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の延べ面積に10分の6を、100,000平方メートルを超える部分の延べ面積に10分の5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えて得た面積を当該事務所の用途に供する部分の延べ面積とみなして、第1項及び第2項の規定を適用する。
- 5 共同住宅の用途に供する部分の戸数が400戸を超える建築物については、第1号に掲げる戸数を当該共同住宅の用途に供する部分の戸数と、第2号に掲げる面積を当該共同住宅の用途に供する部分の延べ面積とそれぞれみなして、第1項及び第2項の規定を適用する。
 - (1) 当該共同住宅の用途に供する部分の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に10分の5を、800戸を超える部分の戸数に4分の1をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えて得た戸数
 - (2) 当該共同住宅の用途に供する部分の延べ面積に、前号に掲げる戸数を当該住宅の用途に供する部分の戸数で除して得た数を乗じて得た面積
- 6 建築物の敷地が、駐車場整備地区、商業

地域、近隣商業地域又は周辺地区の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなして、第1項、第2項及び前2項の規定を適用する。

(駐車施設等の出口及び入口に関する技術的基準)

第4条 条例第13条第5項の市規則で定める技術的基準のうち条例第3条から第9条までの規定により附置される駐車施設等の出口(駐車施設等の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路をいう。以下同じ。)の路面に接する部分をいう。以下同じ。)及び入口(駐車施設等の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下同じ。)に関するものは、次のとおりとする。ただし、駐車用の用に供する部分の面積が50平方メートル以下の駐車施設等にあつては、この限りでない。

[(1)~(4) 略]

(車路に関する技術的基準)

第5条 条例第13条第5項の市規則で定める技術的基準のうち条例第3条から第9条までの規定により附置される駐車施設等の車路に関するものは、次のとおりとする。

(駐車施設等の出口及び入口に関する技術的基準)

第4条 条例第8条第4項の市規則で定める技術的基準のうち条例第3条から第6条の規定により附置される駐車施設等(条例第3条第1項に規定する駐車施設(以下「駐車施設」という。)及び条例第5条第1項に規定する自動二輪車駐車施設(以下「自動二輪車駐車施設」という。)をいう。以下同じ。)の出口(駐車施設等の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路をいう。以下同じ。)の路面に接する部分をいう。以下同じ。)及び入口(駐車施設等の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下同じ。)に関するものは、次のとおりとする。ただし、駐車用の用に供する部分の面積が50平方メートル以下の駐車施設等にあつては、この限りでない。

[(1)~(4) 同左]

(車路に関する技術的基準)

第5条 条例第8条第4項の市規則で定める技術的基準のうち条例第3条から第6条までの規定により附置される駐車施設等の車路に関するものは、次のとおりとする。

〔1〕 略〕

(2) 建築物である駐車施設等（建築基準法第2条第1号に規定する建築物である駐車施設等をいう。以下同じ。）の車路にあつては、次のいずれにも適合するものであること

ア 駐車施設の車路（条例第13条第3項に規定する荷さばきのための駐車施設の駐車の用に供する部分（同条第4項の規定の適用を受けるものを除く。イにおいて同じ。）に係る車路を除く。）にあつては、はり下の高さは、2.3メートル以上であること

イ 条例第13条第3項に規定する荷さばきのための駐車施設の駐車の用に供する部分に係る車路にあつては、はり下の高さは、3.2メートル以上であること。ただし、建築物の敷地の形状及び当該敷地内の建築物の構造等やむを得ない理由により必要な高さを確保することが困難な場合であつて、自動車が安全に駐車し、及び出入りすることができると市長が認めるときは、この限りでない。

ウ・エ 〔略〕

（駐車の用に供する部分に関する技術的基準）

第6条 条例第13条第5項の市規則で定める技術的基準のうち条例第3条から第9条までの規定により附置される駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分に関するもの

〔1〕 同左〕

(2) 〔同左〕

ア 駐車施設の車路にあつては、はり下の高さは、2.3メートル（条例第8条第3項の車路にあつては、3.2メートル）以上であること

〔新設〕

イ・ウ 〔同左〕

（駐車の用に供する部分に関する技術的基準）

第6条 条例第8条第4項の市規則で定める技術的基準のうち条例第3条から第6条の規定により附置される駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分に関するものは、

は、次のとおりとする。

(1) 建築物である駐車施設等（条例第13条第3項に規定する荷さばきのための駐車施設（同条第4項の規定の適用を受ける駐車のために供する部分を除く。）及び自動二輪車駐車施設を除く。）にあつては、はり下の高さは、2.1メートル以上であること

(2) 建築物である駐車施設等（条例第13条第3項に規定する荷さばきのための駐車施設（同条第4項の規定の適用を受ける駐車のために供する部分を除く。）に限る。）にあつては、はり下の高さは、3.2メートル以上であること。ただし、建築物の敷地の形状及び当該敷地内の建築物の構造等やむを得ない理由により必要な高さを確保することが困難な場合であつて、自動車が安全に駐車し、及び出入りすることができると市長が認めるときは、この限りでない。

(3) [略]

（都市再生駐車施設配置計画に基づく駐車施設等の附置等の既存建築物への適用に係る認定手続）

第7条 条例第15条第1項の規定による市長の認定を受けようとする者は、所定の様式による認定申請書2通に、計画調整局長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（共同駐車場の指定手続等）

第8条 条例第16条第2項に規定する共同駐

次のとおりとする。

(1) 建築物である駐車施設等（自動二輪車駐車施設を除く。）にあつては、はり下の高さは、2.1メートル（条例第8条第3項の荷さばきのための駐車施設にあつては、3メートル）以上であること

[新設]

(2) [同左]

[新設]

（共同駐車場の指定手続等）

第7条 条例第9条第2項に規定する共同駐

車場（以下「共同駐車場」という。）の指定は、当該指定を受けようとする駐車施設等を所有する者（工事中の駐車施設等にあつては当該駐車施設等の建築主）の申請により行う。

[2～5 略]

（駐車施設等の附置の特例の承認手続等）

第9条 条例第16条第3項前段の規定による

市長の承認を受けようとする者は、所定の様式による駐車施設等承認申請書3通、別表第3に掲げる図書各3通その他計画調整局長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。承認を受けて設置した駐車施設等の位置、規模及び構造を変更しようとするときも、また同様とする。

2 条例第16条第3項後段の規定により、条例第3条から第9条まで又は第14条の規定により附置し、又は設置した駐車施設等の位置、規模及び構造の変更についての承認を受けようとする者は、所定の様式による駐車施設等承認申請書2通、別表第4に掲げる図書各2通その他計画調整局長が必要と認める書類（以下この項においてこれらを「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、当該変更建築確認申請を要するときは、申請書等の提出を省略することができる。

[3 略]

（措置命令）

第10条 条例第20条の規定による必要な措置の命令は、所定の様式による措置命令書を

車場（以下「共同駐車場」という。）の指定は、当該指定を受けようとする駐車施設等を所有する者（工事中の駐車施設等にあつては当該駐車施設等の建築主）の申請により行う。

[2～5 同左]

（駐車施設等の附置の特例の承認手続等）

第8条 条例第9条第3項前段の規定による

市長の承認を受けようとする者は、所定の様式による駐車施設等承認申請書3通、別表第3に掲げる図書各3通その他計画調整局長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。承認を受けて設置した駐車施設等の位置、規模及び構造を変更しようとするときも、また同様とする。

2 条例第9条第3項後段の規定により、条例第3条から第6条までの規定により附置した駐車施設等の位置、規模及び構造の変更についての承認を受けようとする者は、所定の様式による駐車施設等承認申請書2通、別表第4に掲げる図書各2通その他計画調整局長が必要と認める書類（以下この項においてこれらを「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、当該変更建築確認申請を要するときは、申請書等の提出を省略することができる。

[3 同左]

（措置命令）

第9条 条例第13条の規定による必要な措置の命令は、所定の様式による措置命令書を

<p>同条に掲げる規定に違反した者に交付して 行う。</p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>別表第2 (<u>第8条</u>関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>別表第3 (<u>第9条</u>関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>別表第4 (<u>第9条</u>関係)</p> <p>[表 略]</p>	<p>同条に掲げる規定に違反した者に交付して 行う。</p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第10条</u> [同左]</p> <p>別表第2 (<u>第7条</u>関係)</p> <p>[表 同左]</p> <p>別表第3 (<u>第8条</u>関係)</p> <p>[表 同左]</p> <p>別表第4 (<u>第8条</u>関係)</p> <p>[表 同左]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記 部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年大阪市条例第号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定の適用を受ける駐車施設（改正条例による改正前の建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和39年大阪市条例第93号）第3条第1項に規定する駐車施設をいう。以下同じ。）及び改正条例附則第3項の規定の適用を受ける者が附置する駐車施設の車路及び駐車用の用に供する部分に関する技術的基準については、この規則による改正後の建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。